

公告共通事項（事後審査型一般競争入札）

区 分	内 容
入札方法	電子入札システムによる事後審査型一般競争入札（ただし、海津市電子入札運用基準2に該当する場合はこの限りではない。）
最低制限価格の有無	有
工事費内訳書提出の有無	有
工事前払金の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額500万円以上の場合 有（契約金額の40%以内、ただし1万円単位で請求日、請求額について事前に工事発注部署と協議するものとする。中間前払金を請求できる。） ・ 契約金額500万円未満の場合 無
入札保証金	免除
契約保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額500万円以上の場合 納付（金融機関の保証をもって代えることができる） ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、免除。 ・ 契約金額500万円未満の場合 免除
入札書記入要領	落札決定に当たっては、入札された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であると免税業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。
入札の辞退	入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。
入札の無効に関する事項	海津市契約規則第14条及び海津市電子入札実施要領第6条に該当する場合は、無効とする。
落札者決定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格の範囲内で最低価格を持って入札した者を落札候補者とする。 ○ 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が、2者以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじによって、落札候補者を決定する。 ○ 落札者の決定方法 <ul style="list-style-type: none"> ①落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者とする。 ②落札候補者は、連絡のあった日から起算して2日以内（土、日及び祝祭日を除く）に次に掲げる書類を総務部総務課契約管財係へ提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） イ 配置予定技術者等の資格及び工事経験（別紙2） ウ 同種工事施工実績（別紙3）